墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由

燃料費が高騰したこと等に伴い、区の電気及びガスの公共料金の支払額が著しく増加している。 その結果、区の直営施設等の公共料金の支払を一元管理している「墨田区公共料金支払基金」の 増額が必要となった。

2 改正内容

公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うために設置した「墨田区公共料金支払基金」の額を 2億円から3億円に増額する。

3 施行期日

公布の日

(参考)

1 「墨田区公共料金支払基金」の概要

「墨田区公共料金支払基金」は、区の直営施設等の公共料金の支払を会計管理室で一元管理することにより、支払事務を円滑かつ効率的に行うため、条例に基づき設置した「定額運用基金」である。

2 対象となる公共料金

区の直営施設等の「電気、ガス若しくは水の供給(下水道の使用を含む。)又は電気通信役務の提供を受ける契約に基づく料金及び放送受信料金」とする。

ただし、基金による支払に適さないものを除く。

3 基金の運用方法

墨田区公共料金支払基金は、会計管理担当課長の管理する口座において運用し、対象となる公 共料金を口座引き落としによる支払で行っている。

会計管理担当課長は引き落とされた公共料金を主管課別に管理し、月毎の公共料金支払額を 主管課長に通知する。その後、主管課長は該当額を基金に納入する。